

横手市立図書館ボランティアの会 会則

平成 24 年度制定

平成 26 年度改定

1 目的

横手市立図書館ボランティアの会（以下「図書館ボランティアの会」という。）は、市立図書館の事業へボランティアとして参加を通じ、市民の読書活動の推進とより良い図書館づくりをサポートすることを目的とします。

2 会員

市立図書館でのボランティア活動を希望し、別紙により申し込みをした人を横手市立図書館ボランティアの会会員（以下「会員」という。）として登録します。なお、脱会を申し出た人及び理由なく 1 年以上図書館を通じての活動のない人は登録から抹消します。

3 保険への加入

会員は、原則ボランティア活動中のケガや損害賠償責任を保証する「ボランティア活動保険」（全国社会福祉協議会）に加入します。なお、ボランティア保険料は自己負担となります。

4 活動

- ① 市立図書館内での業務支援ボランティア活動（書架整理、図書の補修・装備など）
- ② 市立図書館が行うイベントでの支援ボランティア活動（おはなし会、出前図書館など）
- ③ 市立図書館へ支援依頼があったイベントでの支援ボランティア活動（おはなし会、出前図書館など）
- ④ 市立小学校及び市立中学校から市立図書館へ支援依頼があった業務の学校図書館に於けるボランティア活動（書架整理、図書の補修・登録作業など）
- ⑤ 地域での文庫活動や、図書の宅配など
- ⑥ 地域資料の収集
- ⑦ その他、会の目的達成に必要と思われる活動（研修会、交流会など）

6 事務局

図書館ボランティアの会の事務は中央図書館が担当します。

